

中学校休日部活動廃止 関係

R7 に向けた 松 川 CLUB 団体募集説明会

日時 令和 7 年 3 月 4 日（火）午後 7 時

場所 えみりあ ホール

（進行：生涯学習課長）

1. 開 会

2. あいさつ 教育長

3. 報告・協議事項

（1）概要について（地域移行コーディネーター）

（2）松川 CLUB 成立における条件等（事務局）

（3）今後の日程（事務局）

4. 質問等

7. 閉 会

申請書関連はデータでお渡し可能です。
c.kouminkan@town.matsukawa.lg.jp

中学校休日部活動廃止にともなう“松川 CLUB”の活動について

概要と考え方

- ・国の指針に基づき、休日の部活動は無くなる。

(県ガイドライン：令和8年末までに完了)

→ 中学生は土日が空き、自由時間となる。休んでもいい、遊びに行ってもいい。
選択の自由がある中で、中学生の休日活動の場を町・地域で用意できれば。というもの。
この場とは主にスポーツ・文化活動をさす。

今回の募集説明会は、、、

土日に中学生を受け入れていただけるクラブを募集します。
現時点で土日に中学生を受け入れているクラブはもちろん、現在活動中で今後受け入れの可能性のあるクラブ、これを機に新たに始めるクラブ 等に対し説明を行います。

国の実証事業補助金を活用

地域の実情に応じた組織体制・運営方法のモデルとなり、成果検証をおこなうもの。
今回この補助金を用い、団体に指導者謝金やスポーツ保険代を町が支払います。
制度の都合上、①国が示す中学生期の活動指針に準拠してください。
②所属した中学生から団体を通じて会費を徴収します。

実証事業 始動しています

国の実証事業を活用し、1月からモデルとなるクラブが始動しています。現在5つのクラブが登録されており、うち3つが実際に土日の中学生を受け入れ活動しています。



これまでの経過



国・県

部活動地域移行

松川町

中学校休日部活動廃止に伴う協議会

両輪推進

学校 ・ こども課(学校教育)

休日部活廃止に向けた、、、

- ・生徒、保護者への説明
- ・教員の理解徹底
- ・学校側の移行体制と環境づくり
- ・部活の改革

生涯学習課(社会教育)

休日フリーとなる生徒の為に、、、

- ・地域の社会体育・文化団体への説明・調整
- ・休日活動の場となる、ベース案検討
- ・協議会設立、意見交換および聴取
- ・各団体、町民への周知と活動団体募集

休日活動の場づくり

👉 "松川CLUB"

本日の説明会は

松川 CLUB 概要

【目的】

スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「地域移行」）が示される中で、地域の実情をふまえ、こどもたちが主体的・持続的にスポーツ・文化活動等に取り組めるよう機会創出を行う。

【活動】

本 CLUB は、各団体において前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- （１）各種スポーツ活動
- （２）文化学習活動
- （３）レクリエーション活動
- （４）その他本クラブの目的達成に必要な活動

【構成】

本 CLUB は登録された団体をもって構成する。

【活動指針】

登録された団体は長野県中学生期の活動指針を遵守し、その活動は土日どちらか 3 時間までとする。

【指導者謝金】

登録された指導者には、下記のとおり町から謝金が支払われる。
1,500 円／1 時間（3 時間上限/1 回・各クラブ 2 名まで）

【指導者月報】

登録された指導者は、月ごとに月報を町へ提出する。

【年会費】

各団体受け入れ中学生ひとりにつき ¥12,000-／年（月割 1,000 円）を町へ納入する。
年度の途中における入会および退会を認め、必要に応じ返金を行う。

【スポーツ保険】

登録された指導者および中学生のスポーツ保険を町が付帯する。

休日部活動の廃止と松川 CLUB の立ち上げについての Q&A

Q1 休日部活動の地域移行とは、現在ある部活動の休日活動を地域が担うということですか？

- A1 松川 CLUB の活動は、中学生の休日活動の選択肢の一つであり、部活動とは別物です。
地域の方々が無理して部活の延長となるような休日クラブを作る必要はありません。
出来た選択肢（立ち上がった単位クラブ）の中から中学生は自由に選ぶことができます。複数のクラブへの加入も可能です。

Q2 現在団体として、少年少女SC・体育協会に所属しています。松川 CLUB へ加入するには脱退する必要がありますか？

- A2 現在の所属や活動を変える等の変更をする必要はありません。
松川 CLUB は、「休日に中学生を指導できるクラブ」を枠組み・線引きした際の呼称です。

Q3 松川 CLUB に加入するメリット・デメリットは？

- A3 メリット：①指導者への謝金が支払われる。
1,500 円／1 時間（3 時間上限/1 回・各クラブ 2 名まで）
②指導者や生徒のスポーツ保険が付帯する。

デメリット：①長野県中学生期の活動指針を守る→活動は土日どちらか 3 時間まで
②指導者月報提出と会費を徴収しクラブ経由で町に支払いする手間。

各団体様には、休日に中学生を指導するという前提をもとにメリットデメリットを検討いただき、
団体として松川 CLUB に加入するかしないかご判断いただければと思います。
決して強制ではありません。あくまで各団体のご判断に依ります。

Q4 松川 CLUB への加入申請の条件は何ですか？新しい地域クラブはスポーツだけですか？どんなクラブでも成立しますか？

- A4 原則としては、①自主運営ができる団体であること ②中学生期の活動指針を遵守すること
③活動について生徒、保護者、指導者の合意があることが条件です。
文化芸術系のクラブも OK です。活動日数も②を越えなければ自由です。
「休日に中学生を指導できるクラブ」であればどんなクラブでも成立します。

Q5 1 回あたりの指導者の人数に制限がありますか？

- A5 全体の兼ね合いがありますが、複数の指導者への謝金対応は可能です。
現段階では、指導者謝金を払える上限は各クラブ 2 名とします。

Q6 休日の練習試合や大会、コンクール等の参加はどうなりますか？

- A6 原則いままでと変更ありません。
①平日の部活動が継続しており、部活として出る場合は、学校側が段取りする。
②単位クラブとして出る場合は、クラブ側が段取りする。
それぞれのクラブの活動内容により違いますのでケースバイケースで、その都度検討対応していき方向を定めていきたいと思っています。

R7 版「松川 CLUB」(モデル事業)の推進日程

1 基本方向

「令和 7 年度末 休日の部活動廃止」 → 令和 8 年度 休日の部活動全面廃止
→ 令和 6 年度よりモデル事業を通した事業検証をへて
体制の整備を「ゆるやかに」進める

2 推進日程

○1月15日付 松川 CLUB についての家庭通知

○2月 7日 R7 国の実証事業申請書提出

○3月 4日 R7 実証事業保護者・団体説明会
R7 クラブ団体募集（締め切り 3月25日）

○3月 末日 R7 登録クラブ決定

○4月 初旬 松川 CLUB チラシ作成、生徒募集開始

○4月 中旬～ 生徒が集まったクラブから順次、名簿を事務局へ提出
→生徒・指導者のスポーツ保険加入

○保険加入から順次 **R7 実証事業松川 CLUB 活動開始**
最短で5月初旬程か

*以降、クラブ登録等は適宜おこなう予定。

R8

○1月 日 各団体活動ヒアリング

○3月 日 松川町中学校土日部活廃止にともなう協議会
□モデル事業の総括 課題検討→修正
□意見交換

松川町中学生休日活動「松川 CLUB」加入申請書

ふりがな 団体名	
代表者氏名	
連絡先住所	
電話番号	
活動内容	
指導者人数	人
クラブ員数	人
生涯学習情報	上記事項について、生涯学習情報に掲載することを承諾 する ・ しない
備 考	

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインにしたがい、松川 CLUB の目的や方針を生徒、保護者、指導者の三者が合意した上で、中学生の休日における、適正な生涯学習、社会教育、芸術・文化スポーツ活動を推進いたしますので、松川 CLUB への加入を申請します

令和 年 月 日

<団体名>

指導者代表者氏名

保護者代表氏名

生徒代表氏名

団体名

No	会員(生徒)氏名	住所	性別	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

* 様式不問・別添可

団体名				
No	指導者氏名	住所	性別	年齢
1		電話番号：		
2		電話番号：		
3		電話番号：		
4		電話番号：		
5		電話番号：		

* 謝金受取予定の指導者は振込口座書類を提出ください。

* 謝金発生は 2 名/1 回が上限となります。

* 月報は個人ごと提出ください。

記載例

指導員業務月報

作成日	令和7年5月30日				教育長			こども課長	生涯学習課長
氏名	松川 太郎								

令和7年5月分	合計時間	60進法	12:00	時間単価	1,500
		10進法	12.00	合計金額	18,000

勤務日時				10 進法	勤務場所	業務内容	対象金額	
5月3日(土)	【勤】	13:30	～ 16:30	3:00	3.00	町民体育館	通常練習	4,500
	【休】	～		0:00	0.00			
	【除】	～		0:00	0.00			
	計			3:00	3.00			
5月10日(土)	【勤】	13:30	～ 16:30	3:00	3.00	町民体育館	通常練習	4,500
	【休】	～		0:00	0.00			
	【除】	～		0:00	0.00			
	計			3:00	3.00			
5月18日(日)	【勤】	10:00	～ 17:00	7:00	7.00	町民体育館	練習試合	4,500
	【休】	～		0:00	0.00			
	【除】	13:00	～ 17:00	4:00	4.00			
	計			3:00	3.00			
5月25日(日)	【勤】	13:30	～ 16:30	3:00	3.00	町民体育館	通常練習	4,500
	【休】	～		0:00	0.00			
	【除】	～		0:00	0.00			
	計			3:00	3.00			
	【勤】	～		0:00	0.00			0
	【休】	～		0:00	0.00			
	【除】	～		0:00	0.00			
	計			0:00	0.00			
	【勤】	～		0:00	0.00			0
	【休】	～		0:00	0.00			
	【除】	～		0:00	0.00			
	計			0:00	0.00			
特記事項								